

**(独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令
概要説明**

1. 改正の背景

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令(平成19年総務省令第98号。以下「本省令」という。)第29条の2第3項及び第4項では、監査報告書に記載すべき事項等を規定している。令和3年3月26日に、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」が改訂され、会計監査人が監査した財務諸表等を含む開示書類のうち当該財務諸表等と監査報告書とを除いた部分の記載内容(以下「その他の記載内容」という。)について、監査報告書において記載すべき事項が明確にされたとともに、その他の記載内容に対する会計監査人の手続が明確にされたことに伴い、本省令の改正を行う。

2. 改正の内容

本省令第29条の2第3項各号に掲げる事項に「第二号の意見があるときは、事業報告書(会計に関する部分を除く。)の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容」を追加するほか、所要の整備を行うものとする。

3. 施行期日等

令和4年2月3日 公布・施行

※令和4年3月決算に係る監査から適用